

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定により徴収する一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料等について、必要な事項を定めるものとする。

(手数料の額)

第2条 本市は、次の各号に掲げる事務について、申請者から当該各号に掲げる名称の手数料を徴収する。この場合において、当該手数料の金額は、1件についての金額とする。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第7条第1項の規定に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可の申請に対する審査 一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料 10,000円
- (2) 法第7条第6項の規定に基づく一般廃棄物処分業の許可の申請に対する審査 一般廃棄物処分業許可申請手数料 10,000円
- (3) 法第7条の2第1項の規定に基づく一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の事業範囲の変更の許可の申請に対する審査 一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の変更許可申請手数料 10,000円
- (4) 法第8条第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請に対する審査 一般廃棄物処理施設設置許可申請手数料 法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に係るものにあつては130,000円、その他の一般廃棄物処理施設に係るものにあつては110,000円
- (5) 法第9条第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の変更の許可の申請に対する審査 一般廃棄物処理施設の変更許可申請手数料 法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に係るものにあつては120,000円、その他の一般廃棄物処理施設に係るものにあつては100,000円
- (6) 法第9条の2の4第1項の規定に基づく熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設に係る環境省令適合の認定の申請に対する審査 熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設に係る環境省令適合認定申請手数料 33,000円
- (7) 法第9条の2の4第2項の規定に基づく熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設に係る環境省令適合の認定の更新の申請に対する審査 熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設に係る環境省令適合認定更新申請手数料 20,000円
- (8) 法第9条の5第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可の申請に対する審査 一般廃棄物処理施設の譲受け等許可申請手数料 94,000円
- (9) 法第9条の6第1項の規定に基づく一般廃棄物処理許可施設設置者である法人の合併又は分割の認可の申請に対する審査 一般廃棄物処理許可施設設置者である法人の合併又は分割認可申請手数料 94,000円
- (10) 法第12条の7第1項の規定に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の申請に対する審査 2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定申請手数料 147,000円
- (11) 法第12条の7第7項の規定に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更の認定の申請に対する審査 2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例変更認定申請手数料 134,000円
- (12) 法第14条第1項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可の申請に対する審査 産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料 81,000円
- (13) 法第14条第2項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可の更新の申請に対する審査 産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料 73,000円
- (14) 法第14条第6項の規定に基づく産業廃棄物処分業の許可の申請に対する審査 産業廃棄物処分業許可申請手数料 100,000円
- (15) 法第14条第7項の規定に基づく産業廃棄物処分業の許可の更新の申請に対する審査 産業廃棄物処分業許可更新申請手数料 94,000円
- (16) 法第14条の2第1項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の事業範囲の変更の許可の申請に対する審査 産業廃棄物収集運搬業の変更許可申請手数料 71,000円
- (17) 法第14条の2第1項の規定に基づく産業廃棄物処分業の事業範囲の変更の許可の申請に対する審査 産業廃棄物処分業の変更許可申請手数料 92,000円
- (18) 法第14条の4第1項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の申請に対する審査 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料 81,000円
- (19) 法第14条の4第2項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の更新の申請に対する審査 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料 74,000円
- (20) 法第14条の4第6項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の許可の申請に対する審査 特別管理産業廃棄物処分業許可申請手数料 100,000円
- (21) 法第14条の4第7項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の許可の更新の申請に対する審査 特別管理産業廃棄物処分業許可更新申請手数料 95,000円
- (22) 法第14条の5第1項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業範囲の変更の許可の申請に対する審査 特別管理産業廃棄物収集運搬業の変更許可申請手数料 72,000円

- (23) 法第14条の5第1項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の事業範囲の変更の許可の申請に対する審査
特別管理産業廃棄物処分業の変更許可申請手数料 95,000円
- (24) 法第15条第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請に対する審査 産業廃棄物処理施設
設置許可申請手数料 法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設に係るものにあつては140,000円、その他の
産業廃棄物処理施設に係るものにあつては120,000円
- (25) 法第15条の2の6第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請に対する審査 産業廃棄物処
理施設の変更許可申請手数料 法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設に係るものにあつては130,000円、
その他の産業廃棄物処理施設に係るものにあつては110,000円
- (26) 法第15条の3の3第1項の規定に基づく熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設に係る環境省令適合の認定
の申請に対する審査 熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設に係る環境省令適合認定申請手数料 33,000円
- (27) 法第15条の3の3第2項の規定に基づく熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設に係る環境省令適合の認定
の更新の申請に対する審査 熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設に係る環境省令適合認定更新申請手数料
20,000円
- (28) 法第15条の4において準用する法第9条の5第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の譲受け等の許可の申請
に対する審査 産業廃棄物処理施設の譲受け等許可申請手数料 94,000円
- (29) 法第15条の4において準用する法第9条の6第1項の規定に基づく産業廃棄物処理許可施設設置者である法人の
合併又は分割の認可の申請に対する審査 産業廃棄物処理許可施設設置者である法人の合併又は分割認可申請手
数料 94,000円
- (30) 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第35条第1項の規定に基づく浄化槽清掃業の許可の申請に対する審査 浄化
槽清掃業許可申請手数料 10,000円
- (31) [姫路市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例\(昭和60年姫路市条例第24号\)第2条第1項](#)の規定に基づく浄化
槽保守点検業者の登録の申請に対する審査 浄化槽保守点検業者登録申請手数料 35,000円
- (32) [姫路市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第2条第3項](#)の規定に基づく浄化槽保守点検業者の更新の登録
の申請に対する審査 浄化槽保守点検業者更新登録申請手数料 30,000円
- (33) 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号。以下「自動車リサイクル法」という。)第42
条第1項の規定に基づく引取業の登録の申請に対する審査 引取業登録申請手数料 5,600円
- (34) 自動車リサイクル法第42条第2項の規定に基づく引取業の登録の更新の申請に対する審査 引取業登録更新
申請手数料 3,600円
- (35) 自動車リサイクル法第53条第1項の規定に基づくフロン類回収業の登録の申請に対する審査 フロン類回収
業登録申請手数料 6,000円
- (36) 自動車リサイクル法第53条第2項の規定に基づくフロン類回収業の登録の更新の申請に対する審査 フロン
類回収業登録更新申請手数料 4,000円
- (37) 自動車リサイクル法第60条第1項の規定に基づく解体業の許可の申請に対する審査 解体業許可申請手数料
78,000円
- (38) 自動車リサイクル法第60条第2項の規定に基づく解体業の許可の更新の申請に対する審査 解体業許可更新
申請手数料 70,000円
- (39) 自動車リサイクル法第67条第1項の規定に基づく破砕業の許可の申請に対する審査 破砕業許可申請手数料
84,000円
- (40) 自動車リサイクル法第67条第2項の規定に基づく破砕業の許可の更新の申請に対する審査 破砕業許可更新
申請手数料 77,000円
- (41) 自動車リサイクル法第70条第1項の規定に基づく破砕業の事業範囲の変更の許可の申請に対する審査 破砕
業変更許可申請手数料 67,000円
- (42) 土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第22条第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の許可の申請に対する審
査 汚染土壌処理業許可申請手数料 240,000円
- (43) 土壌汚染対策法第22条第4項の規定に基づく汚染土壌処理業の許可の更新の申請に対する審査 汚染土壌処
理業許可更新申請手数料 220,000円
- (44) 土壌汚染対策法第23条第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の変更の許可の申請に対する審査 汚染土壌処
理業の変更許可申請手数料 220,000円
- (45) 土壌汚染対策法第27条の2第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の譲渡及び譲受の承認の申請に対する審査
汚染土壌処理業譲渡及び譲受承認申請手数料 120,000円
- (46) 土壌汚染対策法第27条の3第1項の規定に基づく汚染土壌処理業者である法人の合併又は分割の承認の申請に
対する審査 汚染土壌処理業者である法人の合併又は分割承認申請手数料 120,000円
- (47) 土壌汚染対策法第27条の4第1項の規定に基づく汚染土壌処理業に係る相続の承認の申請に対する審査 汚染
土壌処理業相続承認申請手数料 120,000円

(徴収の時期)

第3条 [前条](#)の規定による手数料は、当該手数料に係る事務の申請の際に徴収する。

(納付書による徴収)

第4条 市長は、特に必要があると認めるときは、[第2条各号](#)に掲げる事務に係る手数料については、[前条](#)の規定にかかわらず、納付期限を定めた納付書により市に納付させることができる。

(不還付)

第5条 既に徴収した手数料は、還付しない。

附 則

1 [この条例](#)は、平成12年4月1日から施行する。

2—3 〔略〕

附 則(平成13年3月28日条例第14号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成15年12月16日条例第42号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年3月29日条例第12号)

この条例は、平成16年7月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成17年1月1日から施行する。

附 則(平成21年10月8日条例第51号)

1 この条例は、市長が告示で定める日から施行する。

2 この条例の施行の日から土壤汚染対策法の一部を改正する法律(平成21年法律第23号)の施行の日の前日までの間におけるこの条例による改正後の第2条第36号の規定の適用については、同号中「土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第22条第1項」とあるのは「土壤汚染対策法の一部を改正する法律(平成21年法律第23号)による改正後の土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第22条第1項」とする。

附 則(平成22年3月29日条例第15号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年12月22日条例第57号)

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月28日条例第17号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月28日条例第9号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。